

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1章 二国間条約</p> <p>第3章 自由貿易協定</p>	<p>第1章 二国間条約</p> <p>第3章 自由貿易協定</p>
<p>3-2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書(平成24年条約第3号) この協定の実施に際し、次のこと留意する。</p> <p>同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については関税法施行令第61条に、<u>同協定原産品</u>であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。(省略)</p>	<p>3-2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書(平成24年条約第3号) この協定の実施に際し、次のこと留意する。</p> <p>同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については関税法施行令第61条に、<u>締約国原産品</u>であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。(同左)</p>
<p>3-16 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 この協定の実施に際し、次のこと留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づく原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、<u>同協定原産品</u>であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>3-16 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 この協定の実施に際し、次のこと留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づく<u>同協定原産品</u>に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、<u>締約国原産品</u>であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>3-18 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定 この協定の実施に際し、次のこと留意する。</p> <p>同協定に基づく原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、同協定原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	